

柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、基幹産業である製造業を始めとした市内事業者が経済社会の変化に対応し、更なる成長に向けた新分野展開、事業転換の実現又は再生可能エネルギー電力導入への取組を支援するため、柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 総務省が定める日本標準産業分類に基づく製造業をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 認定経営革新等支援機関又は市が指定する専門家と事業計画を策定し、同計画に基づいて市内の事業所においてリスク分散や受注拡大を図る新分野展開又は事業転換を実現する事業
- (2) 再生可能エネルギー電力を市内事業所で使用するために小売電気事業者から導入しているもの

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 前条第1号に規定する補助対象者は、次のいずれにも該当するものとする。
  - ア 製造業を営む者で、柏崎市内に本社又は主たる事業所を有するもの
  - イ 前条第1号に規定する補助対象事業の実施によって新分野展

開又は事業転換に取り組む強い意欲を有するもの

ウ 市が指定する研修会を受講するもの

エ 1年以上の事業実績を有するもの

オ 同一の事業内容において国、県、他の市町村その他公共的団体等による他の補助金等を受けていないもの

カ 市税を滞納していないもの

(2) 前条第2号に規定する補助対象者は次のいずれにも該当するものとする。

ア 中小企業者で、柏崎市内に本社又は主たる事業所を有するもの

イ 市内事業所で使用する電力の一部又は全部について再生可能エネルギー電力を導入しているもの

ウ 1年以上の事業実績を有するもの

エ 同一の事業内容において国、県、他の市町村その他公共的団体等による他の補助金等を受けていないもの

オ 市税を滞納していないもの

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業ごとに次に掲げる経費とする。

(1) 第3条第1号に規定する補助対象経費は次のとおりとする。

ア 機械装置費（リース料を含む。）

イ システム構築費（リース料を含む。）

ウ 専門家経費

エ 外注費

オ 研修費

(2) 第3条第2号に規定する補助対象経費は次のとおりとする。

ア 電気料金のうち、再生可能エネルギー電力導入に伴う加算料金

イ 電気料金のうち、電力量料金

(補助金の額等)

第6条 補助金の額等は、補助対象事業ごとに次に掲げるとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。

(1) 第3条第1号に規定する補助金の額は、年間売上高が最も大きい

い取引先1社に対する総売上高に占める取引の割合（以下「1社取引率」という。）に応じ、次に定める額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ア 1社取引率が30パーセント未満の場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該取引先の製造品が自動車産業関連以外のものである場合は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額）

イ 1社取引率が30パーセント以上50パーセント未満の場合 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該取引先の製造品が自動車産業関連以外のものである場合は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額）

ウ 1社取引率が50パーセント以上の場合 補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（当該取引先の製造品が自動車産業関連以外のものである場合は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額）

(2) 第3条第2号に規定する補助金の額等は次のとおりとする。

ア 補助対象となる期間は、令和6年4月1日からこの要綱の失効の日までとする。

イ アの期間における、補助金を交付する年度の初日が属する年の1月分から12月分までの電気料金のうち、再生可能エネルギー電力の導入に伴う加算料金に対し、4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ウ 次項第2号に規定する補助限度額に満たない場合は、イで算出した補助額と同額を電力量料金に対する補助として加算することができる。ただし、加算後の補助額は、次項第2号に規定する補助限度額を超えないものとする。

2 補助金の限度額は、補助対象事業ごとに次のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する補助金の額は、1,000万円を限度とする。ただし、次に掲げる区分に該当する取組として市長が特に認める場合は、1,500万円を限度とする。

ア 次世代自動車

イ 環境エネルギー産業

(2) 前項第2号に規定する補助金の額は、300万円を限度とする。

3 補助対象者に対する補助金の交付は、補助対象事業ごとに次のとおりとする。

(1) 第3条第1号に規定する補助対象事業に係る補助金の交付は、1回に限るものとする。ただし、異なる年度において前項第1号に掲げる区分に該当する取組を実施する場合は、それぞれの区分について1回ずつ補助金の交付を受けることができる。

(2) 第3条第2号に規定する補助対象事業に係る補助金の交付は、同一年度内において1回に限り、交付を受けることができる。

(事業計画書の提出)

第7条 第3条第1号に規定する補助対象事業を実施しようとする者は、当該事業に関する事業計画書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期限までに提出しなければならない。

(1) 認定経営革新等支援機関等による確認書

(2) 補助対象事業に係る経費の算出根拠が分かる見積書及び仕様書の写し

(3) 決算書（直近1期分）

(4) 売上台帳（直近1期における上位3社分）

(5) その他市長が必要と認める書類

(事業計画の採択)

第8条 市長は、前条の規定による事業計画書の提出があったときは、別に定める審査委員会で審査の上、事業計画の採択又は不採択について柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金採択（不採択）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付申請は、補助対象事業ごとに次のとおりとする。

(1) 前条の規定による事業計画の採択の通知を受け、補助金の交付を受けようとする者は、柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金交付申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

ア 柏崎市自動車・エネルギー産業等新分野展開支援補助金採択

通知書（別記第2号様式）の写し

イ 市税完納証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

- (2) 第3条第2号に規定する補助対象事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の初日が属する年の翌年1月1日から3月31日までの間に、柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

ア 市内事業所において再生可能エネルギー電力を導入していることを証する書類の写し（契約書等）

イ 第5条第2号に掲げる経費の明細及び領収書等支出証拠書類の写し

ウ 市内に本社又は主たる事業所を有することを証明する書類（登記簿謄本等）

エ 市税完納証明書

オ その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定又は額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して、次の各号のとおり通知するものとする。

- (1) 前条第1号の申請が適当と認められる場合は、交付の決定を行い、柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により、不適当と認めるときは柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金不交付決定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

- (2) 前条第2号の申請が適当と認められる場合は、交付の決定及び額の確定を行い、柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第6号様式）により、不適当と認めるときは柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金不交付決定通知書（別記第7号様式）に

より申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等の承認)

第11条 第3条第1号に規定する補助対象事業において市長の承認が必要な補助対象事業の内容の変更は、次に掲げる変更等とする。

- (1) 補助対象者の名称、組織構成等の変更
- (2) 補助対象事業の経費の配分（20パーセント以内の増減を除く。）及び内容の著しい変更
- (3) 補助対象事業を中止、廃止又は承継するとき。
- (4) その他市長があらかじめ交付条件として指定した事項の変更

2 前項の規定による承認を受けようとする者は、柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金変更等承認申請書（別記第8号様式）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認した場合は、柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金変更等承認通知書（別記第9号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 第3条第1号に規定する補助対象事業の実績報告は、柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金実績報告書（別記第10号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業を完了した日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書及び見積書の写し
- (2) 請求書及び領収書の写し
- (3) 事業の成果が確認できる書類、完成写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助対象事業が交付決定の内容に適合すると認めるときは、当該事業に要した実績額に応じて交付すべき補助金の額を確定し、柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金確定通知書（別記第11号様式）により通知するものとする。

( 交付の時期 )

第 1 4 条 補助金の交付の時期は、補助対象事業ごとに次のとおりとする。

(1) 第 3 条第 1 号に規定する補助対象事業に係る補助金の交付は、精算払の方法により前条の規定による確定の決定をした日から起算して 3 0 日以内の日に交付するものとする。

(2) 第 3 条第 2 号に規定する補助対象事業に係る補助金の交付は、第 1 0 条第 2 号の決定をした日から起算して 3 0 日以内とする。

( 補助金の経理に係る書類の保存 )

第 1 5 条 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

( 検査等 )

第 1 6 条 市長は、補助事業者に対し、補助対象事業の成果及び経理の状況について説明を求め、又は検査を行うことができる。

2 第 3 条第 1 号に規定する補助対象事業に係る補助事業者は、補助対象事業の完了後 3 年間、各年度末までに市長に対して補助対象事業の遂行状況を報告しなければならない。この場合において、報告書の様式は問わない。

( その他 )

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

( 失効 )

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、市補助金の支払については、令和 8 年 5 月 3 1 日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に改正前の柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金交付要綱の規定によってなされた手続又は提出された申請書等は、それぞれの改正後の柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金交付要綱の規定によってなされた手続又は提出された申請書等とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の様式による用紙で現に残存するのは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。